厚生常任委員会

平成18年12月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士◇里川宜志子浅井 正八木田 守彦中川議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是 中野 秀樹 総 務 部 長 植村 哲男 収 入 役 住民生活部長 福祉課長 西川 中井 克巳 肇 同課長補佐 同課長補佐 寺田 良信 西梶 浩司 健康推進課長 同課長補佐 植村 俊彦 猪川 恭弘 同課長補佐 増井つゆ子 環境対策課長 植嶋 滋継 同課長補佐 乾 同課長補佐 善亮 栗本 公生 住民課長 阪野 輝男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

委員長

開会(午前9時00分)

署名委員 浅井委員、木田委員

委員長

おはようございます。委員の皆さんにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますのでこれより、厚生常任委員会を開会い たします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

(町長挨拶)

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浅井委員、木田委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

(1)議案第69号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進

課長

まず、議案第69号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例についてであります。

まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

健康推進

課長

本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。末尾に添付しております要旨を持って説明にかえさせていただきたいと思います。

(要旨朗読)

健康推進 課長 前回の委員会で資料の提出を求められていたと思います。それにつきまして3点の資料を調製いたしましたので、その内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。資料の1-1から資料1-3までの3点でございます。

まず、資料1-1ですが、国民健康保険加入世帯の世帯人数別の所 得段階ごとの世帯数、被保険者数、賦課額、課税額を一覧表にさせて いただいたものでございます。簡単にご説明しますと、一番左の一人 世帯でございますが、一人世帯で所得階層が0というところにつきま しては、世帯数が1、168世帯、一人世帯ですから、被保数となっ てますのは被保険者数ですが、同じく1,168人、賦課額は3,0 11万5,400円ということでございます。ただ一人世帯の世帯数 に対しまして、賦課額が3,000万円で抑えられておりますのは、 この部分については7割の軽減が行われているということでございま す。ただ、所得が0ということがイコール収入が0ということではご ざいません。遺族年金でありますとか、障害年金は所得として考えな いことになっておりますし、また、国民年金しか受けておられないと いう方につきましては、公的年金控除をいたしますと、所得は0にな ります。従いまして、必ずしも収入が0ということではないというこ とだけご理解をいただきたいと思います。世帯別の階層ごとの分布に つきましては、ご覧の表のとおりでございます。

次に、資料1-2でございます。これは医療分におけます、国民健康保険税の医療分におけます改定の影響ということです。今回、医療分につきましては、資産割は税率の変更を行っておりません。また、資産があるとないとでは年税額に大幅な違いが出ますことから資産割については省いた表となっております。一例を申し上げます。一番上段につきましては一人世帯です。さらにその表の上段ですが、一人世帯で所得が0の方につきましては、現行、所得割、均等割、平等割りの合計が1万5,400円になります。改定後、所得割、均等割、平

等割りの合計額は1万6,700円になりまして、今回の改定によります年間の影響額は年間で1,300円ということでございます。枠外に欄外に7割軽減とございますのは、この所得の方でありますと、所得割、均等割は7割分軽減されるということで、軽減された後の金額を表示させていただいてるところであります。なお、介護分につきましては、その世帯の中でどれだけ介護納付金の対象になるかによって種類が多数になりますので、今回、資料としては省かせていただいたところですのでご理解をいただきたいと思います。

3点目です。資料1-3です。これは国民健康保険におけます介護納付金に係る収支の状況でございます。平成12年度に介護保険が始まりましたが、12年から17年度におきまして、決算ベースですけれども、まず、支出というのはいわゆる介護納付金の納付金額でございます。例えば12年度でございますと、7,891万円を介護納付金として国民健康保険特別会計から支出をしているところでございます。その介護納付金に係る収入としましては、国民健康保険の収納額、これは介護分でございます。さらに納付金に対します国庫補助額、さらに公費負担分ということでございます。そのそれぞれの金額が、3,835万2千円、932万5千円、274万円ということで、差し引きとしましては、マイナス2,849万3千円ということで、介護分だけでこの金額の赤字を生じさせているということでございます。

資料につきましては、これで説明を終わらせていただきたいと思い ます。

以上で、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご 承認賜りますようお願いいたします。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

この点については、色々やはり私たち議員にとっても直接的に関係もしますけれども、多くのもう既に職業を持たない斑鳩町の多くの皆

さん方に大きく影響する問題であるということでは、色々ちょっと質 問もしたいと考えておりますので、ご答弁の方お願いしたいと思いま すが、私はこの国民健康保険税の税制の改定というのは既に今まで大 きく打撃を受けて、税務課の方へも問合せのたくさんあった所得税、 住民税への大きな影響が年金生活者の方々にも出ていると。そして更 には、介護保険料も値上がりしている、そんな中で非常に社会的格差 が拡がり、負担感がもうすごい強くなって生活していくのが厳しいと いうような歳いった方からのお声をよくお聞きしているところへもっ てきまして、今回の国保税の税率の改定という中で私、前回、資料請 求しましたところ、丁寧に資料の方出していただいて非常にありがた かったんですが、しかしこの資料やっぱり見させていただくと、所得 の低い状況の方がやっぱり分布、見ていましたら多いですね。たくさ ん収入のある方というのはやっぱり占めてる率というのは低いです。 し、そういう中でこの改定が大きく更にまた住民の皆さん方に影響を 与えるのではないかという風に考えるところですが、まずですね、こ こにこの値上げ分、一応だいたい平均して値上げ分書いていただいた んです、影響額ね、ご苦労していただいたと思います、ありがとうご ざいました。更にはその辺の所得の人たちがね、やっぱりその所得税 や住民税の大幅な増になっているという状況から考えましたらね、非 常に厳しいんかなと思ってるところなんですが、これで今改定します でしょう、更に来年度にも影響出てきますよね。今国保税の軽減経過 措置をとってるところですもんね。だから来年の改定ということは、 これは単に税率の改定だけで、影響、経過措置の影響はこの数字には 載ってないという風に見ていいと思ってるんですけども、もしそれで あれば経過措置の影響も、それについてちょっと確認をさせていただ きたいという風に思います。

それと、もう一点は、都市部で、福岡市とかね、こないだNHKで やってたんなんかは、国保税があそこらは国保料なんかな、大幅な増 額に今年なってはったんですけどね、聞くところによると斑鳩町では そんな大幅増にはなっていないという風な見解を担当課からお聞きし てるんですけれども、その違いですね、都市部では大きな大幅増国保税影響受けてはんねんけど、斑鳩町ではそんなにその住民税から受ける大幅な増には、増は増ですけどね、大幅な増にはなっていないというような説明もあったんですけれども、前段の経過措置の関係とそれと後段のその都市部でやってはった大幅増と斑鳩町が違うというような説明もありましたので、そこのとこもちょっとこの委員会の中で明らかにしといていただけたらと思うんですが。

健康推進 課長

まず最初の税制改正に伴う経過措置ということですが、これは、今 年度の税制改正で公的年金控除が65歳以上の公的年金控除が140 万円から120万円に下がるということで、国保税の課税の対象とな る所得が20万円増額すると、それによって当然国保税にも影響が出 るということで、更にただ、今年度については13万円を控除して、 実質7万円の課税所得の増額に抑えておる。来年は13万円を減額し て6万円で抑えるということでございます。この先程示させてもらっ た表の所得分というのにつきましては、あくまでも控除後の所得がこ うであれば影響がこう出るということですので、この表自身につきま しては、その公的年金控除の影響を反映したというものではございま せん。ただ今回の税制改正のその影響額ということですが、ちょっと 推計をさせていただく中ではですね、およそ1、800人の方が対象 になっているものと考えております。で、控除した結果、13万円の 特別控除をした結果、実質として国保税としては一人年間3,500 円増額してるんですけれども、国保の収入全体としましては、およそ 620万円、約620万円、国保税の収入が増額したと見込んでおり ます。控除をしなければ、約1、800万円の税収増に繋がっておっ たんですが、今回控除させてもらったということで、620万円の増 に抑えたということです。従いまして、差し引きの約1,180万円 につきましては、その影響分を緩和してですね、被保険者の方の激変 緩和として、1,800万円を税としては徴収しなかったと、賦課し なかったという風にご理解いただきたいと思います。

それから福岡市です。NHKスペシャルでも福岡市の一例が挙がっ ておったと思います。確かに国民健康保険の徴収金には国保税と料と 2種類ございます。ただ、国保税だけで申しますと、その所得割の計 算方法には3通りございます。1つは総所得から基礎控除を引いて税 率を掛けるのが1つ。それから2点目はその総所得から所得控除、い わゆる老年者控除であったり、配偶者控除であったり、障害控除であ ったり、いわゆる住民税などの控除を引いてその後、税率を掛けると いう方式、3点目は住民税の所得割額に税率を掛けるという3点ござ います。本町が採用してますのは、総所得から基礎控除を引いて税率 を掛けるということでございます。従いまして、今回、老年者控除が なくなったということで、所得税や住民税、介護保険料が引き上がっ たということで影響が出たということは社会的な関心になったわけで すけれども、本町の国民健康保険に関しましては、老年者控除が、元々 計算の中に入っておりませんので、その辺りの影響は本町の国保税に はなかったということです。大都市になればなるほど、残りの方式を 使いますので、福岡市の場合、影響が出たという風に考えているとこ ろです。

里川委員

今の説明を聞いてたら、元々、斑鳩町の国保税は総所得から基礎控除引くだけということであれば、所得割とかが比較的元々高い設定になってるのかなという風な印象が、私、今受けた訳ですけどね、それはそれでずっと来てる制度ですので、それはともかくとして、今の課長の説明では、この間の住民税とかの増税に比べるとまだ比較的その増税感というのは、国保については、まだましだという風な印象を受けましたけれども、しかし経過措置の中では、今後トータルで1,800万円程の本来増税になるところの、経過措置の中で、今年度は620万円だとおっしゃってますけれども、また今後来年度についても経過措置のプラス分があると思いますので、結局、その1,800人の年金生活者の方にとっては、またそこからも上がってこの税率の改正の中ではそれも更に上がっていくという、そういう負担感の問題と

いうのを私は、この点についても大きく感じてたとこなんですが、更 にですね、この中で今日出していただいた資料の中で、問題点として 私ここを感じてた所を出していただいたんですが、この介護納付金に かかる収支なんですけどね、もう平成12年度から結局は第2号被保 険者分として国保の中で徴収していただいて、そして国保として介護 保険の方へ納付させていただく金額、この金額もこれ見てたらどんど ん増えていってますし、多少のその国庫補助、公費負担というのも書 いてあるんですけれども、もう全然追いついてなくて、ずっとマイナ スで、あげくの果てにはもう17年度には9,315万9千円の赤字、 それだけでね。だから国民健康保険税として納めてる、それで納めて るものの中でこれだけの介護分だけで赤字が出てるという、この構造 上の問題を私たちはどう考えたらいいのか。この構造自体が大きな問 題をはらんでんのかなという風に思います。これ全部合計したって今 の3億4千万円に近づいてますからね。せやからこの分だけでも、本 当に構造上に問題あるんと違うかなという風には思ってるんですけれ ど、これ担当の方では、今後この点についても、ここもまだ続いてい くわけですよね。こういうことがしんどいがために赤字を生み出して いる大きな原因になっているということも併せてね、その税率の改正 の中で、本当に国保税の税率だけを変えるだけでこの問題の解決をせ んと、私本当構造的に問題あんのと違うかなという風に感じてるんで すけど、担当の方はこの点についてはどういう風にお考えなってんの かちょっとお聞かせいただきたいなという風に思います。

健康推進 課長

この国民健康保険から拠出している介護納付金というのは、介護保険の第2号被保険者にかかる保険です。したがって、国保加入者の中の40歳以上65歳未満の方だけが関係するものであります。これはいわば法令によってですね、この介護保険の第2号被保険者の保険料については、医療保険が徴収して支払うという風に定まってる以上ですね、構造がこうなってると言っても、これを変えるためには法令を変えていかなければならないということになります。確かに今回の国

保全体の赤字もですね、この介護納付金の影響というのがかなり出て いるのは事実であります。特に、介護納付金の支出がですね、当初平 成12年、多分税率設定した際には平成11年に厚生労働省がある程 度の見込みを出したんだろうと思いますが、その時に比べると、極端 に増えていってると、これは斑鳩町の介護保険が多くなったというこ とではなくて、全国の介護保険が多くなったために、介護保険に係る 費用が多くなったためにこういう形になってるわけです。この状態は 斑鳩町国保だけではなくて、全ての国保、或いは社会保険にも影響を 与えているものであります。今回の税率改定の際にもやはりこの辺り は考慮しました。先般の説明の時にも多分言わせてもらったと思うん ですが、本来であれば、介護納付金に係る国保税の介護分については 本来140%引き上げなければ賄われないのではないかという風にも 試算をしたところです。ただ、近隣の市町村の介護分の税率を見ます と、やはり140%に引き上げをすると突出してくるというようなこ ともございまして、極端な急激な引き上げということになることから、 20%の引き上げに抑えさせていただいたという経緯がございます。 ですから、構造的な問題ということは、ちょっと法令が変わらないと どうしようもないということはご理解いただきたいと思います。

里川委員

もちろん法令どおりにやっていただいてる結果がこうなんだろうと 思うんですがね、私はまさしくこの数字の流れを見る中で構造上の問題があって、今後、やはり国の方でも是非とも考えてもらわなあかん問題やなと、もう少しこういう矛盾の出て来ないようなやっぱり制度の改正というものが必要になってくるんだろうなという風な印象を持ちました。今日出していただいた資料の中でその辺色々ちょっと言わせていただいたんですが、あともう一点ですね、この国民健康保険税の色々ご苦労いただきました運協の方で付帯意見を出しておられますが、この4つの付帯意見が出ていることにつきまして、この答申を受けられた町としてはこの付帯意見についてどのようにお考えになっておられるのかというのを改めてこの4点について確認をさせていただ きたいという風に思います。

住民生活 部長 まず、1つ目の関係でございますけれども、この分につきましては、一般質問でもありましたように、その時にお答えをさせていただいております。このことにつきましては、制度的に資格証の発行ということを考えているところでございます。ただ、この国保運協でも制度的にそういう仕組みになっておるというのは理解をしていただいておりますけれども、それをむやみにそういう資格証の発行というのは、発行する時には考えて発行をしてもらいたいという意見もいただいております。一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、当然その滞納者に対しまして、色々な事情等もおありになろうかと思いますので、そういう事で面談をする中で対応をする中で、悪質と思われるような状況の人についての資格証の発行というような形で考えているということでございます。

それと2点目の付帯意見の関係でございますけれども、平成8年度に改正を行った後、本年度で改正の案を上程をさせていただいているところでございます。この間、色々と検討を国保特会につきまして検討を行ってきておるところですけれども、そういう事もこういう赤字を生んできていることも運協の方でご指摘をいただいております。そういうことから、これは周期的にそしてまた短期、2年ないし3年の間の周期をもってそういう税率を改正するかどうかは別にいたしましても、そういう事も念頭に置きながらのことでその国保財政の状況というものを的確に把握をして、2、3年の周期を定期的に見ていくというようなことで考えているところでございます。

それから3つ目の付帯意見の関係でございますけれども、これにつきましては、当然、町としても早期発見、そして予防をしていくことによって保険の給付額を下げていくというようなこともございます。そういうことで、それと今現在、保険センターで実施しております検診等の強化というような考え方もしているところでございます。それと平成20年度から国保特会で被保険者に対しましての基本健康審査

等も義務的になってくるような動きもございます。そういう事から当然そういう取り組みも重点的に行って病気の予防、早期発見、そしてその基本健康診断の中におきましても、単なる診断だけではなしになぜそういう形での発生が生じているかという原因等も追求する中で今後の対応策も講じ、その対応策が次年度以降にどのような効果が現れているかというような点検等も行っていくというような形でしていくということでございます。

4点目の付帯意見の関係でございますけれども、町長の方からも本 会議の中でお答えをいただいておりますように、町といたしましても そういう形での財源の投入につきましては、国保特会自体がそういう 健全財政に努力をする中で、一般、他の財源の投入というのもどうい う形で投入が可能なのかいうことも考えて努力をしていくということ で考えているところでございます。

里川委員

付帯意見についての町の見解についてはお尋ねをしたという風に終わっておきたいと思いますが、あと今ね、介護納付分のことでも色々 先程言ったんですけれども、後期高齢者の健康保険制度が出来たらね、更にまたその今度は支援金という形になるのかな、国保からその後期高齢者の保険制度の方へ支援金としてまた納付というようなことが出てくる。しかし、75歳以上の被保険者が国保からいなくなるということの中で介護納付分でもすごく構造上、だんだん国保会計が圧迫されたような状況がここでまた生じてくるのかなと。で、その支援金の考え方についてはどの程度どうなっていくのか、今、老健への拠出金との関係もあると思うんですけどね、この辺の整理がまだ私もちょっとよくわからないんで、今の時点でどこまでわかっておられるのか、そしてそのことによって国保税のまた税率の改定を行わなければならないのかどうかというところについて確認をさせていただいときたいと思います。

健康推進

平成20年度からの後期高齢者については、介護保険と同様にです

課長

ね、各医療保険者から支援金というものを拠出することは既に決まっ ております。したがいまして、国保税の構成が今までの医療分と介護 分の2本立てから更に高齢者支援金分というものが設けられます。し たがいまして、前回の委員会でも申し上げたかと思いますが、支援金 分の税率を確定させなければなりませんから、来年の12月になるか 3月になるかちょっとわかりませんけれども、国民健康保険税条例の 改正というのはあらためてお願いをしなければならないという風に思 ってます。確かに委員がおっしゃいますように、介護保険の件がござ いますから、厚生労働省や私どもの県の方にもですね、支援金分につ きましても、これは奈良県の後期高齢者に出すというのではなくて、 全国の、支払基金という所に出すんですけれども、全国ベースで出す ものですから、その辺の見極めですね、どれだけの費用がかかるかと いう見極めが国保税に大きな影響を与えることになりますから、その 辺は要望していきたいという風に思ってます。それから拠出金の関係 で言いますと、先程、老人保健に対する拠出金というのは20年度か らなくなりまして、それが支援金分に移るということになります。以 上です。

里川委員

色々ちょっとまだね、改定もまたほんとにすぐに行わなければならないような状況にあるという風に私は認識をさせていただいているところですが、それと先程の付帯意見での説明の中で、平成20年度から国保特会での基本健康審査ということも言われたんですけれども、これ逆に年齢によっては以前に介護保険の中でも基本健康審査を介護保険の方でやっていくというような考え方が以前示されてたと思うんですけどね、これほんでまた後期高齢者のは75歳やしね、私、頭混乱してくるんですけど、なんか訳わからんようになってくるんですけど、この辺はどうなんですか、この国保特会の基本健康審査というのは年齢的なものとかのあれはどうなってるんでしょうか。

健康推進

まず、介護保険の基本健康審査というお話ですけれども、今年から

課長

介護保険の中で要介護認定を受けられても、介護予防事業が受けられ る、生活支援事業というものが受けられるということの中でその対象 者を把握するために今老人保健で行っている基本健康審査にさらにチ エック項目を増やすという形で行っております。だから基本健康審査 に項目を増やしてそれを基に介護保険のサービスを受けられるかどう かを判定するということで、年齢につきましては、65歳以上になり ます。それから平成20年度から医療保険者、国民健康保険だけでは なく政府管掌健康保険なり共済組合もそうですが、医療保険に特定検 診と、それから生活習慣病にかかります健康指導も医療保険者に義務 付けられるということになっております。したがいまして、現在は老 人保健法の中で市町村が担っている業務を、がん検診などは残るんで すけれども、基本検診と生活習慣病の指導や教室に関しては、あくま でも医療保険者が実施主体となるという風に義務付けられたところで あります。したがいまして、国民健康保険がその特会の中で行う事業 につきましては、国民健康保険の被保険者のみが対象ということにな りますから、年齢としましては75歳未満が対象ということになりま す。もちろん他の社会保険に加入されてる方については、国民健康保 険はその実施義務は負わないということでございます。

里川委員

とにかく色んな制度が本当にコロコロコロと変わってきてなんかほんと複雑になってる上において、で、国の負担を少なくするためにすごく国民の負担感が強くなってるという、で、制度はわかりにくくなって、市町村も本当に大変な思いしてんのかなということでそういう感じはしますけれども、私はそういう色んなタイミング的にもすぐまた料金改定せなあかんということがあるという中では、今回のこの問題については大変な問題だなという風に感じてるということで終わっておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

木田委員

2点ほどちょっと聞かせてもらいたいねけども、国民健康保険税の ですね、収納率が100%ということになったらですね、この単年度 赤字は発生しないのかということと、それとですね、滞納者所帯、高 齢者とか色々言われてますねけど、それの年齢層の上位3位ぐらいと 言うんですかな、何十歳、何十歳というぐらいで結構なんですねけど、 それはどのぐらいの層がやっぱり一番多いのか、その2点ちょっと教 えていただきたいと思います。

健康推進 課長

今回の改定をもって収納率が100%になったとしましても、この 改定時期の試算によりますと、19年度で約5千万円ほどの赤字が残 るという風に推計をしております。滞納者の年齢別の分については、 その合計等ちょっと持っておりませんので、すいませんがちょっとそ れについてはお答えする事が今出来ません。

木田委員 今おっしゃいましたけど、やはりこの単年度でやっても19年度で 5千万円ぐらいの赤字が出るいうことですやろ。せやからどうしても これ累積赤字というのかね、それが年々やっぱり増えていくような状 況になっておりますのでね、それをすぐには解消出来ないと思います ねけども、それにはやはりこの収納率を頑張って上げていただかなけ ればね、この問題はなかなか料金だけ、料金というのか税率だけを上 げてもね、なかなか解決しない問題やと思いますのでね、とにかく収 納率を上げてもらうようにですね、努力していただきたいということ をお願いしときます。以上で結構です。

委員長

他ございませんか。

な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。 取り纏めのため暫時休憩いたします。 (午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開いたします。議案第69号については、討論の申出があります。 よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対する委員の意見を求めます。 里川委員。

里川委員

それでは議案第69号斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について、反対の立場から意見を言わせていただきます。

この間、年金生活者では所得税、住民税、介護保険料などの値上げ が繰り返し行われ、非常に社会的格差が広がる中、この国民健康保険 税というのは国民皆保険の中で加入する健康保険のない人達の受け皿 となっている重要な健康保険制度でございますが、そんな中にあって 国庫負担率が削られ、非常に市町村、そしてまた被保険者へ負担が重 くのしかかってきているという問題のある保険制度であるという風に 考えております。

その中でも特に介護保険が始まってからでも、当町の国保特会の中でも介護納付について、9,000万円以上の赤字を単年度に生み出すというような構造的に大きな問題のある中で、その構造的問題を放っておくまま更に住民への負担増をしていくという考え方については私はどうしても容認することはできません。

更には後期高齢者の健康保険制度が創設されますが、その時には高齢者医療支援分として、また介護保険のような納付金を出していかなければならない。けれども、これの税率も決めかねる状況でまだ示されていないという状況の中にあっては、それが示されればまた国保税の税率改定を行わなければならないという状況にある中で、今なぜこの税率の改定を行わなければならないのかということについて、大きな疑問を感じています。

住民税などが上がったその経過措置として当町でも今負担の軽減を 年を追ってやっているところですが、来年度にはまた1,800人の 年金生活者の方々は増税になります。その上にこの税率改定がかぶさ ってくるということについては、本当に年金生活者の方々の生活を追 いつめていくという風に私は考えております。

この国民健康保険税の問題点については、市町村レベルの問題点ではないという風に私自身は考えておりますが、これはやはり国においてこの国民皆保険のこの制度を今まさにきちっと抜本的に考え直していかなければ、この問題というのは解決しないという大変大きな問題であるということは私自身は理解をしておりますが、ただ市町村としてもそのことについては、国に声を上げていっていただきたい。それと市町村としては最大限の努力をして町民皆さんの負担増とならないよう、よりご努力をしていただきたいということをお願いをさせていただきまして、私の反対意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長

反対意見をお聞きいたしました。

それでは、本案を可決することに賛成する委員の意見を求めます。 浅井委員。

浅井委員

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩町の国民健康保険の財政は、税収と給付のバランスが図られておらず、平成17年度決算においても、税の100%の収納をもってしても、その年度に赤字を生じさせる現状にあり、また決算額における赤字額も年々大きくなってきております。

一方、国民健康保険の加入者には高齢者や退職者が多く、他の医療保険制度に比べると、経済的基盤が弱いのも事実であり、国民健康保険の財政運営が困難な局面に立たされているものと考えているところであります。

しかし、このような中、国民健康保険の多額の累積赤字を放置することはできず、財政立て直しは急務の課題であり、今後赤字をできる限り増加させないようにするための措置はとらざるを得ないものと考えております。また、今回提案された税率改定については、被保険者の負担増についても配慮がなされていること、またおよそ10年ぶりの改定であることなどを考慮しますと、私としましては、現行制度の中では、今回の税率改定は、止むを得ないものと考えるところであります。

ただ、今回の税率改定でも赤字の発生を止めることは難しいわけであり、町におかれましては、国民健康保険運営協議会の答申の付帯意見を十分に尊重し、収納率の向上、医療費の抑制に引き続き努力されるよう求めるとともに、国保財政立て直しのため、あらゆる手立てを講じるよう、その方策を追求していただきたいと、お願いしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

委員皆様のご賛同、よろしくお願いします。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。本案については、賛否両論 であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって、議案第69号については当委員会と して賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第73号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進

課長

議案第73号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第4号)についてご説明申し上げます。 まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

健康推進 課長

補正の内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の減額であり、 歳入歳出それぞれ95万6千円の減額をお願いするものであります。

それでは、予算書の4ページをお開き下さい。まず歳入でございます。第7款、繰入金、第1項、他計会計繰入金、第1目、一般会計繰入金ということで、職員給与費繰入金ということで、95万6千円の減額をお願いするものでございます。

次に5頁をお願いしたいと思います。歳出でございます。第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費で、111万8千円の減額でございます。給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金でございます。111万8千円の減額でございます。

続きまして、6ページでございます。第1款、総務費、第2項、徴税費、第1目、賦課徴収費でございます。16万2千円の増額でございます。給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金でございます。

それでは1ページにお戻りください。朗読をいたします。

(予算書朗読)

健康推進 課長

以上で平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、 原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については当委員会として原案どおり可決する ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第73号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第75号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別 会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

議案第75号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

この補正予算の内容につきましては、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

内容につきましては、職員の人件費、所要額の補正であります。

まず、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきまして、ご説明いたします。第8款、繰入金、第 1項、一般会計繰入金、第4目、その他一般会計繰入金におきまして、 職員の給与に係ります33万8千円の増額補正を一般会計からの繰入 としてお願いするものであります。

次に、5ページをお願いしたいと思います。次に、歳出では、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費におきまして、職員の人件費に係ります、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金の補正をお願いするもので、合計で33万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。 朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長

以上で、議案第75号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第75号については当委員会とし て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第79号、(仮称)総合福祉会館用地の取得についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

議案第79号、(仮称)総合福祉会館用地の取得についてご説明いたします。内容につきましては、(仮称)総合福祉会館用地の用地買収につきまして、南側の用地を除き、北側の用地の購入を今年度中に行うこととしております。

このため、用地の取得についての議決をお願いするものでございま

す。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

次のページをお開きください。

(議案書朗読)

福祉課長

次のページには、一覧表を添付しております。また、次のページに は取得の予定地の位置図を添付しておりますのでよろしくお願いいた します。説明の方は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号、(仮称)総合福祉会館用地の取得についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員|

用地取得の何についてはこれで結構やと思いますねけども、この借地の部分についてですね、これ地代どの位になんのか知らんねけども、それの話が出てくると思いますねけども、今まで2箇所ほど流れたんが借地ではあかんというようなことがあって流れてきた経過もあってね、その借地の部分についてどのような話合いになっていくのかね、それをちょっと心配しておられると思いますので、その点についてですね、お聞かせ願いたいと思います。

助役

この借地につきましては、買収をするということで用地交渉してまいりました。ところが500平米程度、その部分で残しておいてほしいということからこの部分を借地という流れになったわけです。町と

いたしましては、借地を更に買収ということで続けていきますけれど も、今、単価がどうやとかなんぼかとかいうことは、まだそういうと こまでいっていない状況であります。町としてもその部分については 工作物は建てないということで一応緑地帯にしてますから、そういう 事も含めてですね、これからの交渉に進めてまいりたいと、このよう に考えております。

したがって、結論としては、今その借地を町がすることは確認をし ておりますが、借地単価とか将来のことについては理解を得るまで至 っておりません。

里川委員│ すいません。今、借地の面積、500平米程度とおっしゃられたと 思うんですね。それと平成19年度の買収予定地の所ですね、ここの 面積がどれ位になってるのか。トータルの、出来たらトータルのきっ ちりした面積を知っておきたいなという風に思ってるんですが。

福祉課長 借地の部分の面積は500平方メートルでございます。19年度の 買収予定地の面積でございますが、3,450平方メートルでござい ます。合計で今回6、762平方メートルでございますので、合計し まして、1万212平方メートルとなります。

委員長

他ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第79号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第80号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立 についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進 課長 議案第80号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてでございます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進

課長

本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様でございますので、末尾の要旨を持って説明にかえさせていただきたいと思います。

(要旨朗読)

健康推進 課長 以上で、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についての説明といたします。この規約案は、県内39市町村すべての議会に上程され、議決をいただくこととしているものでございますので、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

先程の国保の中にもちょっと出てきておったんですが、この制度の、制度がスタートした時の高齢者医療支援金というのはまだ定まっていないということで聞いておったんですが、この75歳以上の方の保険料ですね、この方達の保険料の設定についてどのようになっているのかということと、それとですね、この経費の支弁ということでこの規

約の中に書かれているんですけれども、今の準備段階、もう既に準備室の方やっておられるんですが、その準備段階の中においても、それからそういう事務的な方においても、それと実際動き出してからのこの保険制度そのものの経費ですね、というのは合算した形の中でこの国、県の支出金ていうのが、前に3分の1とかおっしゃってたんですけれども、それらが負担割合のほうはね、どういう風になってるのかという確認をちょっとさしといていただきたいなと思います。

健康推進 課長 まず保険料のことでございますけれども、この制度で負担する、必要な医療費の内の10分の1、10%を保険料で賄っていただくということが決まっています。したがいまして、広域連合を立ち上げまして、おそらく19年度になると思いますが、広域連合が支払う医療費がどれ位の規模になるのかを定めてから保険料が具体的に設定されるということですので、現段階ではまだ決まっていないということでございます。

それから市町村とかが負担する経費ですけれども、まず、2種類あります。1つは事務経費でありますとか、その組織の運営をですね、組織を運営するための経費ということで、これは奈良県の構成する市町村が資金を出し合って、拠出負担金を出し合うということになっているところです。その負担割合につきましては、広域連合の規約の中で定められておりまして、規約の末尾ですね、規約の中の一番最後、別表第17条関係というところの共通経費というところでございます。これにつきまして、各市町村均等割り、それから高齢者の人工割り、それと人工割ということで、この割合いで負担経費を捻出するということであります。それから医療費に係る公費負担としまして市町村の負担につきましては、必要な医療の経費の12分の1、これを市町村が負担するということになっております。これにつきましては、現行の老健制度で市町村が負担している割合12分の1と変更がございません。それとは別個に今度は医療保険者が、先程おっしゃいましたと思いますが、その支援金という形でこれは医療保険者が出すとい

うことで、市町村におきましては、市町村国保分を出すと、拠出する ということでございます。

里川委員

規約は作るもののそういった細かい所の金額とかこれからどうなっ ていくのかということもわからない中では非常にこういうものを判断 するいうのは難しいとは思いますが、ただ私自身はこの後期高齢者の 健康保険制度を立ち上げることにも疑問を感じてまして、わざわざ政 府管掌保険や企業健保やまた共済組合とかこういうとこからわざわざ 扶養になってる方々を皆抜いてまで、新たに75歳以上で立ち上げて いくんやという考え方もよくわからない、その国が示してきたその考 え方もよくわからないし、そしてそうするのであればなぜ都道府県レ ベルでしないのかなと。都道府県レベルで出来なくて県下市町村全部 の広域連合なんでこんなやり方というのは私はちょっとあまりにも不 自然でおかしいという風な思いをずっと持ってきておりますが、その 中にあっても特にこの制度自体そのものについて私は問題あると考え てきたんですが、その中で一番このここにも出てきてる、規約にも出 てきてることなんで更に確認をさせていただいときたいのは、規約の 第4条に関係市町村において処理をするという所の1番ですね、被保 険者の資格管理に関する事務なんですけれども、この資格管理に関す る事務というのはこの後期高齢者保険制度の中では確か資格証の発行 というものが既にその法の中で明記をされていたんではないかなとい う風に私は認識してるんですけれども、それは間違いないですね、そ のことについて、資格証の発行について、この中で明記されてる分に ついての解釈についてお聞きしときたいと思います。

健康推進 課長 後期高齢者医療制度における資格証の取扱いについては、現行の国 民健康保険法で定められてるものと同様のものであると理解しており ます。

里川委員

ということは、これは資格証の発行については今市町村ばらつきあ

りますよね、県下の中を見ても。全国的に見てもそうなんですけれど も、特にこれ県下の市町村全部での広域連合ですので、ということは 色んな資格証の発行の仕方をされている市町村がある中で、広域連合 になると足並みを揃えるということになってくると思うんですけれど も、この足並みを揃える方向とか、今準備段階の中ではこの辺につい てどういう風になってきてるのか、ここで足並み揃ったら今課長が答 弁したように国保でもそのまま適用せんとあかんわけですよね。もう 全く同じ様にやっていかんとあかんようになってくるという風に私は 思うんですけども、その方向性についてはどうでしょうか、資格証の 発行をしてない所と、またどんどん県下でも出してる所あるんですけ れども、その辺については今現在どの様な状況でしょうか。

健康推進 課長 確かに資格証の取扱いについては、あくまでも後期高齢者医療制度と国民健康保険はその保険者が違いますから、最終の決定権というのはそれぞれの保険者がするべきだとは思いますが、委員がおっしゃってるように高齢者と若年者のバランスを取るという意味では確かにおっしゃった通りだと思います。ただこの辺りは、実際今広域連合設立準備委員会におきましては、まずは広域連合の組織を発足させるということに重点を置いてるところであります。この規約が議決されて、広域連合が設立されたならば、その後色々な条例とか規則をつくっていかなければなりません。それは直接医療にかかるものだけではなく、人事でありますとか、選挙でありますとか、給与でありますとか、そういうような組織としての条例などをたてていくことになりますので、現段階ではその準備に専念をされているということで、具体的な資格証の取扱いについて議論がされているという風には今思ってはおりません。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。 取り纏めのため暫時休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時21分 再開)

委員長

再開いたします。議案第80号については、討論の申出があります。 よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対する委員の意見を求めます。 里川委員。

里川委員

それでは議案第80号、奈良県後期高齢者医療広域連合設立について、反対の立場から意見を申し上げます。この間の高齢者を取り巻く社会保障の問題では色々な制度改正が行われ、複雑になってきておる中で、更には国の負担割合を減らすための施策が国から押し付けられているということをまず申し上げておきたいと思います。

そんな中にあってこの75歳以上の後期高齢者の皆さん方の新たな健康保険制度を立ち上げる、この制度を立ち上げる意味も私自身は理解が出来ません。更にはこの保険制度を県下全市町村による広域連合という、かつてない広域連合をつくってまでやるということについても非常に理解のできない、組織的にはっきりしないやり方であるということについて大きな問題を感じているところです。このやり方について、確かに町に責任があるわけではないということももちろん私自身はわかっておりますが、何しろこの間の国のやり方について、我慢が出来ない。更にこういう健康保険制度の抜本的な見直しをすることなく、とにかく高齢者の医療費が高騰している中での小手先だけのやり方、そして広域連合というこれもまた小手先のやり方、本当にこんな事で地域のお年寄りの皆さんの医療というものが守れるのかどうか。そして、市町村としてはその斑鳩町も町民の皆さんの健康保持を

本当にやっていけるのだろうかという心配がございます。

そして、またこの中では保険料の滞納についての資格証の発行についても明記をされている状況がございます。お年寄りの中で本当に生活が苦しい、けれども、介護保険料と同じようにお一人お一人から保険料をとっていくというやり方の中で、しかも普通徴収となりました時の滞納というこの考えれる想定の中で資格証を簡単に発行できるような状況になってしまうのではないかという心配がございます。それは県下全域の広域連合ということで、今まさに資格証をどんどん発行されているところがあるということについて、そういう流れが出来ていくのではないかという危惧をしているところでございます。是非ともこの組合議会の中ではそれらについて慎重な取り計らいをされるべきであるということを意見として申し上げた上で、私の反対意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長

次に、本案を可決することに賛成する委員の意見を求めます。 木田委員。

木田委員

奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度について、奈良県後期高齢者医療広域連合の規約を賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

この後期高齢者医療制度でありますが、制度を利用する高齢者と、 それを支える若年者が共通の理解と認識ができるような仕組みになる こと、また財政的なリスクを少なくするために広域化するということ が目的であると理解しております。

法律によりますと、平成19年3月までに、都道府県ごとに全市町村が加入して、制度の運営を行う広域連合を設立することとなっています。そして現在、準備委員会を立ち上げ、その設立に向け、準備をされているところであると聞いております。このたび設立のための規約について、本議会に議決を求められているところであります。

後期高齢者医療制度は法律に基づいて行われる制度であることか

ら、その施行については遅滞なく、進めていく必要があると思います。 そこで運営主体となる広域連合については速やかに設立し、制度の移 行について、もれなくその準備に当たっていただかなければならない と考えております。

このことから、現在、県下39市町村の議会において、この規約が 諮られているところであり、本議会としても規約に賛成することとし、 その事務を円滑に準備をしていただくよう期待するものでございま す。

私たち住民の立場からすると、広域連合という新たな体制で制度が 運営されることですから、これまでと同じように安心して、そして適 切なサービスが提供されることを切に望み、この規約の議決に賛成を するものでございます。

委員皆様のご賛同をよろしくお願いします。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。本案については、賛否両論

であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって、議案第80号については当委員会と して賛成多数で可決すべきものと決しました。

45分まで暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開します。

次に、(6) 議案第85号、西和衛生試験センター組合規約の変更 についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植嶋環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、西和衛生試験センター組合規約の変更についてでございます。議案第85号をご覧いただきたいと思います。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

環境対策 課長 議案書の最後に付いております要旨をもってご説明を申し上げたい と思います。ご覧いただきたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から一部施行されることにより、西和衛生試験センター組合規約との条文の整理を図るため、所要の改正を行うものでございます。この改正の内容につきましては、先の11月17日の厚生常任委員会でご説明をさせていただいた内容と変わっておりませんので、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

その内容につきましては、収入役制度を廃止し、会計管理者を置く こと、それから監査委員制度の見直しとして、知識経験者から識見を 有する者に改正するとともに、条例でその定数を増加することができ る旨の規定をすること、それから吏員制度の廃止に伴う文言の整理、 それから組合議員を14人から12人に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、西和衛生試験センター組合規約の変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案どおりご承認願えますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

この規約の変更についてはこの後にも出てくるんですが、この変更 そのものについて私自身は問題はないという風に考えているところな んですが、ただ議会運営委員会の中であったり、色んな場面で会計管 理者のことが議員の中からも色々言われてた経過がございますので、 この際ですので、私どもの厚生常任委員会の中に係ります議案においても、この部分が変わってくるということもございますので、改めて、 当委員会の中ででもこの件についてご確認をさせていただきたいと思 うんですが、収入役を廃止した後の会計管理者の考え方について、当 町ではどのようにお考えになっているのか確認をさせていただきたい と思います。

助 役 これは異動によって会計管理者を配置するということでございます。

里川委員

今の助役さんご答弁いただいたんですけれどもね、その身分と言うのか、議運の中でもおっしゃってたのが、そのどういう階級の者を置くのかというようなことも言われておりましたし、そしてその会計室に独立して置くものなのかということとか、そういうことに色々ご心配をされてたような状況もあったと思うんですけれども、その辺については今、まぁ総務委員会も明日あるということでは総務委員会でご答弁なさるのかどうかはわからないんですけれども、でも方針がある程度決まってるのであれば、もっと具体的にお聞かせをしていただけたらという風に思っているんですが。

助 役 具体的には現在決まっておりません。先程申し上げましたように、 異動によってそういう形で配置していくという事になるだろうとこの ように考えております。異動はやはり平成19年度の配置でございま すから、そこまで十分考えて、適切な配置を行ってまいりたいと、こ のように考えております。

委員長 他にございませんか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については当委員会として原案どおり可決する ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第85号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第86号、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規 約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進 課長 議案第86号、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてでございます。

まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

健康推進 課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。先の西和衛生試験センター組合規約の変更とほぼ同様の改正で、その主な内容は、組合議員の定数を14人から12人に変更すること、地方自治法の改正に伴い、条文を整理するものでございます。

以上で簡単ではございますが、王寺周辺広域休日応急診療施設組合 規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくご審議い ただき、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第86号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第88号、老人福祉施設三室園組合規約の変更に ついてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第88号、老人福祉施設、三室園組合規約の変更について、ご 説明いたします。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

議案書最後のページの要旨によりましてご説明させていただきます。

改正の内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、 平成18年6月7日に公布されたこと及び当該組合の議員を公選により選挙された者のみで組織することに伴いまして、三室園組合規約の 一部を変更するものでございます。

改正の内容につきましては、11月17日の厚生常任委員会でご説明をさせていただいた内容と変わっておりませんが、簡単に説明させていただきます。

まず、第5条では、先程ありました組合議員のうち組合長が管理者

又は副管理者となる場合、助役を議員としていましたが、今回の変更により助役を議員から外すということで、定数を14人から12人とするものでございます。

次に、第6条では、収入役に代えまして会計管理者を置くこととされたことによります文言の削除でございます。

また、第7条では、吏員が改正されたことに伴う改正、また第8条では、組合に監査委員を2名置くとなっていますが、さらに条例でその定数を増やすことができることや、組合議員から選出する場合は、監査委員の数は1名とするものという内容でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第88号、老人福祉施設三室園 組合規約の変更についてのご説明とさせていただきますので、よろし くご審議賜りまして、原案通りご承認いただきますようよろしくお願 いいたします。

委員長

説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第88号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(9)陳情第5号、安全・安心の医療と看護の実現ため医師・ 看護師等の増員を求める陳情書についてを議題と致します。

事務局長から陳情文の朗読を願います。 浦口議会事務局長。

事務局長

(陳情書朗読)

委員長

ただ今、事務局長から陳情書の朗読をしていただきましたが、本件 について質疑、ご意見はありませんか。

里川委員

私は今この問題については、奈良県でも健康保険税を上げるやら後 期高齢者の健康保険制度の立ち上げやら言うてますけどね、また何よ りも安心して住み続けることが出来る奈良県、そして斑鳩町となるた めにもちょっと他の都道府県に比べましても非常に厳しい状況にある ことから、更には先だっての大淀病院での妊婦さんの出産の際になか なか受け入れていただける病院がないということで、19の病院から 断られて、他府県、大阪の方へですね、搬送され、結局はお亡くなり になったという悲しい重大な問題も起こってきています。そういう中 にあっては是非とも私達としてはこの陳情を受けましてね、意見書を 採択していただけたらなという風に考えているところなんですが、一 点、理事者側にお尋ねをしたいんですが、全国市長会の方では医師確 保対策での緊急要望を出されてるということをお聞きしています。こ れは全国市長会では11月16日に緊急要望を出されたということも 聞いておるんですが、全国町村会とか、また議長もご出席いただいて ますけど、そういう大きいレベルでの議長会とか町村議長会とか町村 長会などの動きというのも出来たらお聞きをしたいなと思うんですが いかがでしょうか。

町 長

全国市長会は11月16日に国に対してそういうご要望をされてます。全国町村会、全国町村議長会等は我々としては一応そういう纏めた中で全国的に今の三位一体の改革とかあるいは財政状況の問題、交付税の問題等、あるいはそういう色んな諸々の問題等出てますけども、さしあたってこの医者の不足等の対応策等はこれは当然そういう中にも含まれて来ようかと思います。具体的にそういう項目が挙がってるか挙がってないかというよりも、結局そういう事は国としても実態は

把握を厚生労働省はしておられますから、ただ問題はやっぱりこの特に産婦人科とかあるいは小児科の先生方がだんだんと少なくなってくる。そのために奈良県下でも県立五条病院とかそういうとこには産科がないとかですね、色んな事が問われているわけですから、今そういう問題が起こった中で、ようやく奈良県としてはこの設計をさせていただいてですね、今ようやく平成20年に周産期医療センターをですね、奈良医大に設置することまで定まってきておりますからですね、我々としてはやっぱりそういう事については十分そういう対応をしていくことが一番大事であろうという風に考えております。

里川委員

それらの対応については非常に重要な問題であると、私達の健康というよりも命に関わる重要な問題であるということから、出来ましたらこの陳情書を受けまして、所管である当委員会で意見が纏まるようであれば、意見書の提出というものをしていただけたらありがたいなという風に私自身は考えております。

委員長

今、里川委員の方から意見書の取扱いについての要望がございました。

この取扱いについては、取り纏めを行いますので暫時休憩いたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時25分 再開)

委員長

再開いたします。

取り纏めが出来ましたので、お諮り致します。本陳情書について、 当委員会として採択すべきものとし、当委員会委員の連名で意見書を 提案をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

陳情第5号については、全委員の連名で議会最終日に意見書の提案 をすることとし、当委員会として採択すべきものと致します。

また、意見書は別途皆様方にはお渡しさせていただきます。

また、周産期医療について、お纏めしたいと思います。当委員会として、この件についても、議会最終日に意見書提案として提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。それでは2つの意見書で最終日に提案させて いただくということで結審いたしました。

次に継続審査案件について、(1)(仮称)総合福祉会館整備計画 についてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります、(仮称)総合福祉会館整備計画について、 ご説明申し上げます。

前回の委員会、11月17日以後の、この事業の進捗状況につきま してご報告させていただきます。

まず、事業認定についてでございますが、事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧を役場において、11月15日から11月29日の2週間行っておりましたが、異議申し立て、反対意見書とか審議会開催要求といったものはなく、無事縦覧を終えることが出来ました。その結果、11月30日にその旨を県に報告をいたしております。

この後、県におきまして決裁等をとられまして、12月中旬過ぎという風に聞いておるんですが、事業認定をいただきまして、県広報等で事業認定の告示が行われる予定であると言っております。

また、用地買収につきましては、先程ありました北側の用地の購入

を今年度中に行うこととしております。北側の用地の取得についての 議決を本議会でいただきまして、その後、契約を締結する予定であり ます。

また、基本設計につきましては、11月17日以降ということで説明させていただきますと、11月25日に隣接します小吉田住宅自治会を対象に説明会を行いまして、この事業の目的、経緯、施設の概要等の説明を行いまして、一定の理解と協力をお願いしたところでございます。

また、11月27日には住民ワークショップを開催いたしまして、利用者団体の方に集まっていただきまして、(仮称)総合福祉会館建設事業についての概要及び基本設計の説明を行うと伴に、前回利用者団体のヒアリングを実施しておりますので、その意見、ご要望についての回答も行いながら、説明を行ったところでございます。説明した基本設計を最終のものとして実施設計にかかることで、その説明会では一定の理解を得ることができたところであります。

また、現在、基本設計のまとめを終えまして、18年度末に建設工事の入札に向け、実施設計へと今進めております。平成19年度での建設工事着工に向けまして進めて参りたいと考えております。

このため、一般会計の補正予算におきましても、建設工事の入札に 必要な額の債務負担行為補正をお願いしているところでございます。 よろしくお願いいたします。

ここで、基本設計の説明ということで、手元に配布しております資料2によりまして、ご説明させていただきます。

お手元に配布しております資料2につきましては、3ページからなっておりまして、1ページ目は1階の平面図、2ページ目は2階の平面図、3ページ目がそれぞれ北、南、西、東から見ました立面図となっております。

まず平面図でございますが、前回11月27日に資料として皆さま に配布させていただきました平面図というのがございます。それとそ れ以降に、委員会でもご意見をいただきましたし、その後ワークショ ップもございましたので、色々検討を重ねまして、今現在修正をした 図面をお手元に配布させていただいております。前回と変わった部分 につきまして、説明させていただきます。

まず、1階平面図でございます。事務室のスペースの所でございま すが、前回、ホームヘルプサービスステーションが2階にございまし て、その導線と利用者の導線と使う職員の導線等を考えますと、1階 の包括支援センター並びに社会福祉協議会の事務所があります、連携 等も考えますと、その位置が望ましいということで、ホームヘルプサ ービスステーションの位置を変更しております。またそれに伴いまし て、倉庫でありますとか、ロッカー室それと職員休憩室の若干のスペ ースをとりましたことから、相談室全体5室ございましたが、3室と いう形でその部分の変更を行っております。相談業務につきましては 3室ございますので、十分対応できるという形で判断しております。 また相談につきましても、他の会議室等もございますんで、もし万が 一足らない場合には、そこで相談等できるという風に考えております。 次に、介護浴室、機械浴室の部分でございます。これにつきまして も、前回、デイサービスのあり方ということでご意見をいただきまし て、現在この図面では機械室と介護浴室となっておりますが、現在、 健康増進とそれからリハビリに使えるような歩行浴等の検討をこの場 所でこの介護浴室と機械浴室の場所で今検討しております。それにつ きましてはまだ今検討中でございますが、この分についてはそういう 形で若干変更していくということでご理解お願いしたいと思います。

また、右下でございますが、保健センターのスペースでございます。この部分につきましては、保健センターの事務室が前回の図面では社会福祉協議会、包括支援センターの事務と同じ部分で考えておりましたが、先程ありました、職員の導線、事務のことを考えますと、保健センタースペースに事務室を持ってくるということが望ましいという形でその変更を行っております。真中部分に事務室2と書いておる部分が保健センターの職員の事務室という風に場所を設定しております。またそれに伴いまして、ボランティア支援室でありますとか会議

室という部分がございました。これにつきましても、ボランティア支援室の名前を会議室と書いております。また、その会議室の下に機械室でありますとか、資料室という形で現在必要な機械室または資料室のスペースをとっております。その関係で若干、会議室の方が、面積的には同じですが、移動としましては調理実習室と隣接する下側に持ってきております。その下に機械室または資料室という形で現在もって来ております。

前回配布しました図面と変わっている所はその他では付帯工の部分と言うか、外の部分でありますが、自転車置き場の北側部分に足湯という形で今現在考えてるところでございます。前回の図面と、配布しました図面と変わった所は以上の所でございます。

その後、環境面でも太陽光利用という形でその図面では出ておりませんが、現在、2階の屋根の部分に太陽光パネルを設置しまして、その利用を考えているところでございます。全体としては、事務室のスペースにあります蛍光灯部分の電力量を補える程度ということになろうと思いますが、環境等への配慮を町が率先してやっているということでPRも兼ねまして、その今現在、太陽光でどの位発電しているというような表示もしながらPRに努めていくという施設で考えております。

また、雨水利用につきましては、地下の方にビットを配置しまして、トイレの洗浄水等にその雨水を利用した水を使うという形でも今現在考えております。一応この今回配布させていただきました図面につきましては、先程申しましたように、一応、基本設計の一定の最終の纏めという形で今現在考えております。これに基づきまして、実施設計に今現在入っていくという形で考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いしたいと思います。

それと、今後もこの事業の進捗状況につきましては、厚生常任委員会にご報告申し上げながらご相談し、より良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せてご理解とご協力よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、担当課長から福祉会館の進捗状況、図面等の説明ございま した。皆さんちょっと意見を聞く前に私の方から確認だけさせていた だきます。

事務所の方を交えてですね、懇談会をやらせていただきました。その時の図面はあくまでも参考図であるということでイメージ図であるということでございました。今回ですね、今日出来上がってきた図面は基本設計の最終であると、それから本設計に入っていくということですが、この図面の中には我々委員会として、前委員会のメンバー、それから今回の委員の皆様方も含めてですね、要望書を出させていただきました。そして今までに説明会等もですね、利用者団体のヒアリングが11月1日、地元説明会の1回目が11月11日、地元説明会2回目が11月25日、住民ワークショップの説明会が11月27日ということで行われてきております。また、小吉田の方の自治会からは要求書としても上がってきております。我々出した要望書、それからこういった地域から上がってきたですね、要求書を含めたですね、ものがこの図面に反映されてるという解釈してよろしいですか。

福祉課長

今おっしゃられました当委員会の要望または利用者団体でありますが、地域、自治会のご意見ご要望等は聞かさせていただきまして、検討いたしまして、現在この図面の中で検討を行った結果、反映したものでございます。当然、要望の中には出来ないものもございますが、その部分はそういった形で説明させていただきながら、現段階では最善の案という形でございます。

委員長

それでは今回の図面が基本設計の最終であると、そうするとこの委員会でですね、今日色々と質問してまいります。そういったことが最終の発言の場所であると、今後それをもって基本設計が出来上がって本設計に入っていくという解釈でよろしいですか。確認いたします。

福祉課長

そういう考えをしておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

委員の皆さまに、という理事者からのご説明でございます。皆さまの中でですね、今まで色々と要望書の中でも色々と出していただきました。今回こう図面とそれから説明をいただきましてですね、今日の段階終わりますと基本設計に入っていくということでございますので、皆さま今までですね、出された意見、またお考えのことを含めてですね、理事者の方にご質問等をしていただければという風に思っております。ご意見のある方はどうぞ。

木田委員

以前の何に比べたら、これ足湯とか歩行浴の何も検討しておるとい うことでありがたいんですけど、施設が完成した場合ですね、この芝 生広場とかいうような所はなかなかその夜間の管理がなかなか難しい ように思いますねけど、これもう夜間になったらこの施設の中へは入 れないように出来んのかどうかですわな、やはりこの犬の散歩とか何 かでせっかくこの立派な施設そしてまたこの歩行できるような芝生と かそんな施設何を、周辺の人しか犬の散歩とかはしないと思いますね けど、その人達が利用されるということなったらね、せっかくこのい いもんが出来ても、そこが竜田川の公園みたいな状況になってしもた らでんな、自転車道と言うんですか、その自転車走るとこはいいねけ ど、そこから一歩入ったら犬の糞だらけやいうようなことになってし もたらね、せっかくこれつくってもその管理がいけなければその立派 なものがずっと維持管理できないのではないんかなという風に、今出 来る前からそんな心配したらいかんのか知らんけど、そういう風な懸 念ありますねけども、それらについてはですね、きちっとそういう風 なには出来るのかどうかですわな。こんなん潜りこもうと思ったらそ ら誰でもそら入って来よるとは思うねけども、せやけど出来るだけや っぱり多額の金をやっぱり投入してですね、やる以上は、それを長い こと維持管理していかんならんいうことも踏まえてですね、その管理

とかをどのように考えておられるのか、それらについてね、お聞かせ 願いたいと思います。

助役

今おっしゃるように建物そのものの管理につきましては、警備会社 の管理となると思います。含めて施設の管理は出来ると思います。今 ご指摘による敷地そのものの管理、それは非常に難しいと思います。 全面的に敷地に入らないようにすることは不可能であると、このよう に思っております。しかし犬の糞とかそういうな事に対してですね、 これはマナーの問題ですから、十分そういう啓発を加えた中での看板 といいますか、そういうなものをやっぱり立てていくことが必要と、 このように思います。敷地自体を汚さないような意識を付近住民に認 識していただくように啓発にも努めたいと、このように思います。

浅井委員| 小吉田の地元から要求書というのが、自治会と農家組合から出てま す。自治会のこの回答は19年度内となってると思いますねけども、 いや2007年12月31日まで、ほんで農家組合の方は12月とな ってますね。この要求書すぐもうこの12月に出さなんもんか、ちょ っとこの日にちちょっと確認して下さい。ほんで町はこれに対して呑 めるか呑めないか。

福祉課長

要求書につきましては小吉田の自治会から要求書持参されました時 に、口答では本年の12月末までにご回答いただきたいという形で聞 いております。内容につきましては、現在その中身につきまして、自 治会長さんとも、この文面ではちょっとわからない所もございました んで、打合せ等行いまして、今作成に取り組んでおるところでござい ますが、中身の全体につきまして全てを要求を呑めるかというところ までは、また、出来ない部分もありますのでね、その辺十分地元とも 協議しながら回答するまでに協議をあわせて、擦りあわせをしながら 進めてまいりたいという風に考えております。

浅井委員

ちょっと私も目を通させてもらって、色々な問題抱えてますねけど も、町としてこんだけ守れるかどうか、ほんで今、木田委員が言われ た通り、私もホールのそばにたいがいおりますけれども、朝早くから 犬連れて散歩に来られます。その方は広場なったらみな放されるんで すわ。ほんでだ一っと糞しなはれや。もう見てたら腹立つようなこと ですわ。ほんでマナーというような問題は出てますけどね、こんなえ えのでけたら朝みなここへ出てきて犬の散歩またいいとこやなと言う て来られると思います。これどないしてでも入れんようにはできへん やろうと思うけども、徹底したやっぱり啓発してもうて、やはり美し い、この一つの公園整備したとこで座ったかて何も汚れへんて言うん やったらええけど、糞しとったらやっぱしまた地元からも文句出るや わからへんし、利用者の人一番かなん思います。これはなんぼマナー でもね、いかるがホールは安堵町から来る人あるんですわ。ほんで町 内の人と。ほんで犬いつでも朝来たらおはようさんて犬同士が仲良く なって毎日放されるんですわ。これはもうどないしてもできへんから 町としては徹底した朝はよ行て注意してもらわないかんなというぐら いのこともあるので、これだけ十分考慮してもうて、啓発問題これか ら広報にも色々載せていただいて、また担当課は悪いけども朝はよ行 てこれは困りますと言わんとあかん。これいいと思います。それだけ です。回答は結構です。

委員長 里川委員。

里川委員

今色々説明をお聞きしましたので、それと委員からも意見が出ましたので、それ以外のことでお尋ねをしたいと思いますが、18年度末までには入札を終えなければならないという風におっしゃってたと思うんですが、この入札の方式についてはどのようにされるのかお尋ねをしておきたいと思います。

町 長 入札の関係はおそらく3月議会に上程をしてまいりたいということ

で現在考えていただいてます。助役さんの方で色々とそういう関係等について。基本的には制限付き一般競争入札ということで、それと町営住宅等から色々と分離発注を申し上げてますように、空調並びにエレベーター、あるいは電気の3点を分離発注したいとそういうことで今現在助役さんの方で色々と検討していただいております。以上でございます。

里川委員

色んな所で色んな問題が起こっている中で、世間一般的にも入札についての注目は非常に高い所にあると思います。その点も十分考慮いただきまして、より競争原理が働く形で進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それともう1点なんですが、色々な内部の方達とご相談なさったということですので、これでいいのかなと思いながらも1点だけ図面の中で気になるところがございます。保健センターの事務室を新たに設置をしたということです。それはもちろんそうしていただけるのが結構かと思いますが、その位置なんですが、玄関エントランスから入ってきました時に、今のある位置であれば目に付かない所に事務室があるんですよね。検診車などが入ってきた時には検診車からは近いと思うんですが、エントランスから入ってきた時に、真中で見渡した時に保健センターがわからない。調理室実習室とかで囲ってしまって非常に保健センター部分へ入ってくる、そのセクションへ入ってくる所が狭い感じがすごくするんですが、ここの所は特にこの位置で何らなかったんでしょうか。私はちょっとこの位置はどうかなとちょっと今見てて思ったんですが。

福祉課長

保健センターの事務室につきましては、ご指摘のように少し内部に入っております。保健センターゾーンという形で、その一体を考えておりまして、その中で検診業務も行う効率等考えまして、その位置で保健センターの職員とも協議しながら、場所を決定したところでございます。ただ、調理室をその前面に持ってきておりますのは、調理室

実習またはそのボランティアさんが調理されているもの、外部からそのエントランスホールからも見えるようにという形でその壁面をガラス面で見えるような形を今考えておりまして、それを見ていただく事によりまして、調理実習の作業を見る中で私もそういう作業したいとか、またボランティアでもそういう活動したいという形で皆さんに見ていただけるようにという形でも考えておりました中で、調理実習室は前面にちょっと持ってきたわけでございます。そのためちょっと事務室につきましてはその内部という形になっておりますが、その効率等につきましても十分検討してその場所を決定しております。また、場内に入られました時に、まず社会福祉協議会の部分に案内等も設けまして、また場内に掲示をやりまして、保健センターの位置が誰が見てもわかりますようにという形でさせていただくという風に考えております。

里川委員

内部での協議をなさったということであるのならそれでも結構です が、私は調理室の中を見ていただくのに、何もこの長い距離でね、こ んだけを、このエントランス部分に繋がるホールに何も面しなくても、 それは可能なんじゃないかと、えらい何ぼほどそれを強調したいんか わからないですけども、保健センターここですよと、保健センターで 気軽に健康のこととか、こんなんどうなってますかとか気軽に聞ける 中まで入っていかなくても、その保健センターの方達とお話をできる という形の方がいいのかなと思ったので、今でも保健センター行って いただこう思ったら、わざわざ建物入っていただいて、上まで昇って いただいて、今でも保健センター不便です。はっきり言わしてもうた ら。だからそういう点ではちょっと血圧測ったりね、ちょっと前でち ょっとできて事務室があってちょっと声をかけて出来るような雰囲気 の方がこういう施設には活きた形の事務室の置き方なのかなとちょっ と思ったんで言ったんですが、そこのところについては内部で検討さ れてるということであれば、これは入り口についても、何かすごくそ こがセクションとしてえらい分離されてるイメージがあります。私こ

れ見てたら。そういうイメージにならないように十分気をつけていた だきたいという風にこれは私の意見として申し上げておきます。

委員長 暫時休憩します。

- (午前11時53分 休憩)
- (午前11時56分 再開)

委員長 再開します。それでは私、福祉会館の件について質問ありますが、 1時まで暫時休憩いたします。

> (「12時までやらんと、12時までその会館やったら会館やって もらわんと、そんなまた1時からやったらまたこれ。」との声。)

委員長 再開いたします。

それでは会館の件についてだけ私の方から最後に質問だけいたしま す。

それでは、ちょっとお聞きします。ちょっと細かいことになると思いますけども、最終図面ということなので、まずですね、先程の委員の中からの意見の中でも警備に対してのこととか犬の糞のこともありましたけど、この警備に対してですけども、この夜間には警備を置くということでしょうか。それとどの程度までこれオープンにするのか、これ見ますとですね、散策の庭というのが図面にあります。そうするとこの辺ずーっとですね、パーキングの方までですけど、この茶色に書いてある道、歩けるのかどうかですね。これかなりの方が足湯の所もありますし、入ってきてしまうということもあります。どの程度の警備また解放するのかその辺はどうなってるんですか。

助 役 施設そのものについては警備保障、いわゆる夜間については警備保 障で対応していきたいとこのように思います。敷地そのものの管理に ついては当然何らかの形でやらなければならない。ただ先程言いましたようにそういうな施設自体を害するような行為をすることのないような啓発に努力をすることにしたいと考えています

委員長

そうしますとね、これ入り口入っていくところに足湯がございます。 やはりこれはここに利用された方々、来られる方々ということですが、 ここもオープンになっていくとなるとですね、ちょっと不安なところ が残るとは思うんですけど、ちょっとその辺気になります。それと図 面上でいきますとね足湯なんですけれども、私達は前回の視察でもで すね、足湯のある所見ました。やはりそこには屋根がありましてね、 東屋になってまして、その周りをですね、簡単に仕切っております。 それから更衣室もございます。そういったですね、ものを想像はして おります。それのとこですね、今後ちょっとどのように考えていくの かですね、簡単に、雨ざらしというのはどうなのかなというような気 もいたしますので、考慮していただいて、またご返事いただければと、 また今わかってるならお答えいただければと思います。

町長

今、三木委員のご指摘のようにもうこのまま現状の状態であるということでその覆い屋根も更衣室も造らない、ただここに足湯があるということで皆さんに入っていただけると、足をつかっていただくということで進めてまいりたいと思います。

三木委員

ちょっとオープンでこうなるとなかなか雨の日とか使えなくなって しまうのでどうかなという気がいたしますので、ちょっと私なりには 考慮していただきたい一因だなという風には思います。

それとですね、2階のですね、庭がございます。屋上庭園でございますが、このメンテはどのようにされるのかですね、私ども視察に行って自動散水機やってるようなとこも見ましたけど、なかなかですね、自動散水だけで任していくとですね、荒れてしまってですね、雑草が増えたりというようなことがあるんですが、ここも散策出来るように

多分なってると思うんですが、どっかから入れてここもそういう憩い の場的な要素ということでございますか。

福祉課長

2階のその屋上の緑化の部分でございますが、そういう形で茶色の部分は散策できる通路という風に考えております。また四角と丸でありますのは、少し休憩できるようないすの部分いう形で今表示しております。その植栽につきましては、出来るだけメンテのいらない自然で少なくて管理できるような形のものを考えております。また、当然その剪定なり植栽の関係についてはまた委託業者に委託してまいり、またボランティアさんにそういうメンテをお願いして管理していかねばならないと考えておりますが、そういう状況でございます。

委員長

ということは自動散水はしないということですね。

助役

自動散水というよりやはり夏場等ですね、これは当然散水しなければならない、それは水道水以外のもので浄化したものでやるということは可能ですから、その都度その都度やっていく、そういうことでございます。今もご指摘のようにこの敷地の多くは植栽でございますから、これはボランティアとかですね、色々これからどうするかということは今決めておりませんが、こういう施設でございますから、ボランティア等をお願いしながらですね、最近あちこちの公園もですね、こうしてやっていただいておりますから、そういう事含めて考えていったらどうかなと思っております。ただ現実どうするかということははっきり検討までいってない、こういうことです。

委員長

皆さんボランティアの方々でですね、管理していただけるというのは非常に結構だと思います。特に2階の場合ですと、色々と日当たりのことを含めて枯れやすいというものもあるようでございます。基本的には散水装置は使わないという風に理解いたします。

それと最後にですね、西川課長から説明ございましたが、機械室と

介護浴ですね、この辺について、町の方もですね、リハビリ、温浴というようなことも考えて、歩行訓練できたり、腰湯をしたりですね、また小吉田の方の自治会からも健常者も使えるようなという、ここではプールと謳ってますが、あくまでもですね、リハビリを中心としたというですね、そういう施設になろうかという気もするんですが、地元の自治会から要望が出てますので、そういう事もですね、考慮に入れたこの温浴施設というものを考えていただければという風に思います。私からは以上でございます。

浅井委員

あのね、機械室ね、これ北西部にありますやろ。この音は付近ここに住民の家あると思うけど、これは大丈夫ですか。音出ませんか。

福祉課長

機械室につきましては、屋内でございます。内側の機械室の防音なりやりまして、音が漏れないという構造になっております。

木田委員

上の方にね、北のほうに手押しポンプて書いてますわな。これは地下に溜めたその貯留水ですかな。それを人がこう手で押して、そしてこの散策の庭の方に流れるようにしはんのかね、あるいは井戸掘ってそっから汲み上げてしはんのかね、そういうポンプなんか据えたらそっから出てきた水が安全やと思てすぐに口にしはる人があるからね、だからどういう風なこの手押しポンプになんのかですわね、やっぱその辺のとこ地下水を汲み上げてしはんのか、あるいはもう雨水を溜めたそれを庭の方へ流すように遊びのつもりでこの手押しポンプ付けはんのかですね、その辺の点どないなってんのかその考え方を教えていただきたいと思います。

福祉課長

前面の散策の庭の部分の手押しポンプでございます。これにつきましては、井戸を掘ってやるものとは考えておりません。雨水を利用して、その水を溜めたものを簡単な手押しポンプを置きまして、それによって散策される方が水を越してみたり、そういう様な施設を。先程

申しましたように、井戸を掘ってその水を汲み上げるものではなしに、 雨水等を利用した水を簡単な手動のポンプですね、よく施設の庭なり に置いてある、それを人が手で押して水が流れるというのを体験、ま たやって見たいという形で楽しんでいただける散策の庭という形での 一つのものという形で考えております。

委員長

他ございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け了承したということで終ります。

1時まで暫時休憩をいたします。

(午後12時07分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長

再開します。

次に、各課報告事項について、(1)議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備 に関する条例の内、本常任委員会の所管に係ります部分についてのご 説明をさせていただきます。

まず、資料3として配布しております、審議会等附属機関等の見直 し結果についてを参考資料として配布させていただいておりますので よろしくお願いいたします。

この資料につきましては、※の説明という所に記載しておりますように、12月18日開催の議会運営委員会に提出を予定している資料でありまして、去る11月17日及び11月29日に開催されました

議会運営委員会でのご意見等をお聞きする中で、取り纏めさせていた だいたものでございます。

議員の皆さんには参考資料として配布させていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、この審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備 に関する条例の中で、本常任委員の所管に係りますのは、第3条の斑 鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例の一部改正と、第4条の斑鳩 町障害者福祉計画推進協議会設置条例の一部改正の二つがございま す。

改正の内容につきましては、11月17日の厚生常任委員会でもご 説明をさせていただいた通りでございまして、内容等は変わっており ませんが、簡単に説明をさせていただきます。

最後のページの要旨によりまして説明させていただきます。

第3条関係、第4条関係でありますが、どちらも同じ内容となって おりますのでよろしくお願いいたします。

内容といたしましては、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条第5号の規程によりまして、委員の選出基準から町議会議員を除くものであります。また、用語を統一するため「学識経験のある者」を「識見を有する者」に改めるものであります。

以上が、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終りましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備 に関する条例についての内、当委員会所管に属するものについて、当 委員会として了承することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承 することと致します。

次に、各課報告事項について、(2)議案第72号、平成18年度 斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についての内、当委員会所管に属 するものについて、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

本常任委員会所管に係ります、平成18年度、斑鳩町一般会計補正 予算(第3号)についてご説明いたします。

補正予算の内容につきまして、予算書に関する説明書の歳入歳出補 正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入につきましてでございますが、9ページをお開きいただ きたいと思います。

まず、第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、民生 費国庫負担金では、保育所運営費負担金及び被用者児童手当負担金等 において合計で146万2千円の減額補正をお願いするものでありま す。

次に、11ページでございます。第15款、県支出金、第1項、県 負担金、第2目、民生費県負担金では、国庫支出金と同様に保育所運 営費負担金及び被用者児童手当負担金等において合計で20万円の減 額補正お願いするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2款、総務費、第3項、戸籍住民基本台帳費、第1目、戸籍住民基本台帳費では、住民課の職員に係ります人事異動等の影響によります給料、職員手当等、共済費の人件費におきまして749万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、18ページをお開き頂きたいと思います。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、社会福祉総務費では、福祉課及び健康推進課の職員に係ります人事異動等の影響によりまして、給料、職員手当等、共済費の人件費と国民健康保険担当職員給与費等繰出金におきまして、合わせて1,387万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、19ページでございます。第2目、国民年金事務取扱費では、 健康推進課の職員に係ります職員手当等の人件費におきまして19万 2千円の増額補正、その下の第3目、老人福祉費では、奈良県後期高 齢者医療広域連合設立準備委員会負担金の84万円の補正、その下第 13目の介護保険事業繰出費では、職員給与費繰出金におきまして3 3万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、20ページでございます。第3款、民生費、第2項、児童福祉費、第1目、児童福祉総務費では、福祉課の職員の給料、職員手当等、共済費の人件費におきまして22万円の増額補正、次に、第2目、児童手当費では、児童手当給付事業におきまして、支給対象児童数が当初見込みを下回りましたことから、扶助費335万5千円の減額補正、次に、第3目、保育園費では、保育園職員の給料、職員手当等、共済費の人件費の減額及び広域入所の充実におきまして委託児童数が当初見込みを上回りましたことから、委託料の増額となりました。合計で317万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、21ページでございます。第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、第1目、保健衛生総務費では、環境対策課と保健センターの職員の人事異動等の影響によります給料、職員手当等、共済費の人件費におきまして、822万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、22ページでございます。第4款、衛生費、第2項、清掃費、 第1目、清掃総務費では環境対策課の職員の共済費におきまして8千 円の増額補正を、その下の第2目、塵芥処理費におきましては、人事 異動等の影響によります給料、職員手当等、共済費におきまして、1, 062万3千円の増額補正を、第3目、し尿処理費におきましては同じく給料、職員手当等、共済費におきまして、248万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、補正予算書の6ページにお戻りいただきたいと思います。

第3表であります債務負担行為補正ですが、先程の継続審査の説明の中でも申し上げましたが、18年度末に(仮称)総合福祉会館の建設工事の入札を行い、平成19年度での建設工事着工に向けまして進めておりますことから、建設工事の入札に必要な額、14億3,500万円を限度といたしまして、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算 (第3号)の内、当委員会所管にかかります内容につきましてのご説 明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終りましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承 することと致します。

他に理事者の方から報告はございませんか。 小城町長。

町 長 厚生常任委員会の皆様方には以前から色々と町営住宅の関係で、あ

ゆみの家の関係のグループホームの関係でございますけれども、今現在、興留神社の近くの東興留町営住宅の関係等について、今現在あの建物の中でそういうグループホームが出来るんじゃないかということで、今担当課の方と相談をさせてですね、そしてまたその町営住宅の移転をしてほしいというご要望をしました中でなかなか移転が出来ないということで、そうなればやっぱりそうなれば今現在住んでおられる所で何らかの補修をしてやらなければいけないし、そういうことで今現在グループホームの関係等については、興留東町営住宅で今考えておるということでございますけれども、なかなかそのグループホームの関係者ともご相談をするわけですけれども、場所はともかくその町営住宅そのものがちょっと狭いんではないかというような色々ご意見ありますけれども、町としてはそういう方向で今現在進めておるということでございます。

もう一点のシルバー人材センターの関係等については、今現在NTTの所をお借りしてるわけですけれども、かねてからご要望ございますように場所を何とか確保ということで、今、あゆみの家がございます前の南部第2保育所の跡地の所でですね、2階建てのプレハブでもですね、造ったらどうかということで今現在、あゆみの家あるいはシルバー人材と打診をいたしております。そういうことによって、何らかシルバー人材の方々の展示場もここで出来るんではないかなということも踏まえてですね、ひとつ今現在、そういう点で来年度予算の関係もございますので、今現在整理をいたしております。そういう現在の状況だけをご報告申し上げておきたいと思います。

委員長 他ございませんか。

(なし)

委員長 以上これら各課報告事項についての報告を受け、了承をしたという ことで終わります。 続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたしま す。

委員長

私の方から一つ、ノロウィルスの件でございます。全国的にも大きな問題になっておりますが、香芝、御所ということで2病院から発生しているということで、また今日あたりの報道によりますと、東京の豊島区のホテルで百人単位で患者が出てるということですが、当町において近隣の病院、また当町内でそういう事柄は出てないでしょうか。いかがでしょうか。

町 長

ノロウィルスの関係等については、昨日、第2慈母園の古川園長から第2慈母園もノロウィルスの関係等については、昨日発生したということで県に対して報告をさせていただいたということでございます。また、あくなみ苑でもノロウィルスの関係等は発生をいたしてます。いずれにいたしましても、今現時点ではその病名等の関係等について患者等が吉野のさくら苑みたいな状況ではないということでございまして、一応報告だけ受け賜っております。

委員長

全国的にもかなり広がって、当町にもそういう状況が出てるという ことだから、今後の経緯を十分留意して、またご報告いただければと 思います。

その他ございませんか。

(なし)

委員長

その他についてもこれで終ります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、 当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きを とっていただけるようお取り計らいいただきますようよろしくお願い いたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任 いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

(午後1時17分 閉会)

	50	
_	74	_